

○浜中町漁業後継者就業交付金交付規則

平成29年1月10日

規則第3号

改正 平成30年3月5日規則第2号

浜中町漁業後継者就業交付金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、新規卒業就業者等及びUターン就業者等に交付金を交付することにより、本町の漁業の振興と合わせて、後継者不足の解消及び定住の促進を図り、もって活力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規卒業就業者等 中学校以上の学校を卒業し、漁業協同組合の組合員の後継者（前任者の二親等以内の直系卑属及び兄弟姉妹並びにその配偶者をいう。）であって、前任者の漁業に新たに後継者として従事する者をいう。
- (2) Uターン就業者等 漁業協同組合の組合員の子弟等（前任者の二親等以内の直系卑属及び兄弟姉妹並びにその配偶者をいう。）であって、前任者の漁業に新たに後継者として従事する者をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、新規卒業就業者等及びUターン就業者等であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就業開始日までに本町に住所を有していること。
- (2) 交付対象者及び経営を一にする親族が町税等を滞納していないこと。
- (3) 漁業協同組合の推薦を受けられること。

(交付金の額等)

第4条 交付の内容及び交付額は、別表のとおりとする。

(承認)

第5条 第3条に規定する交付対象者は、承認申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 就業概要書（別記様式第2号）

- (2) 履歴書（別記様式第3号）
- (3) 住民票
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、承認通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付金の申請）

第6条 前条第2項の規定による承認を受けた者は、当該年度毎に交付金申請書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ交付の可否を決定し、決定通知書（別記様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第7条 第5条第2項の規定による承認を受けた者は、承認を受けた年度から起算して5年間、各年度末までに町長に状況報告書（別記様式第7号）を提出しなければならない。

（交付金の請求）

第8条 交付金の請求をする者は、交付金請求書（別記様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（承認の取消し）

第9条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認の取消しをすることができる。

- (1) 不正な手段により承認を受けたとき。
- (2) 要件を満たさなくなったとき。

2 町長は、前項の規定に基づき承認を取り消したときは、取消通知書（別記様式第9号）により交付対象者に通知するものとする。

（交付金の返還）

第10条 町長は、前条第1項の規定に基づき承認を取り消した場合において、当該取消しを受けた交付対象者に対して、既に交付金が交付されているときは、交付金相当額の返還を命じるものとし、返還通知書（別記様式第10号）により交付対象者に通知するものとする。

（変更の届出）

第11条 交付対象者は、承認を受けた年度から起算して5年間、次の各号に該当するときは、変更届出書（別記様式第11号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 転居したとき。
- (2) 転出したとき。
- (3) 漁業協同組合の組合員になったとき。
- (4) 漁業従事を一時休止したとき。
- (5) 漁業従事を中止したとき。
- (6) 氏名等に変更があったとき。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月5日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

交付の種類	交付の内容	交付額
就業交付金	新規卒業就業者等及びにUターン就業者等に対して、36ヵ月を限度として交付する。	新規卒業就業者等 月額50,000円 Uターン就業者等 月額50,000円

別記様式第1号(第5条関係)

浜中町漁業後継者就業交付金承認申請書

年 月 日

浜中町長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電 話 ()

浜中町漁業後継者就業交付金交付規則第5条第1項の規定に基づき、交付金の交付を受けたいので承認願います。

記

1 対象期間 年 月から 年 月まで

2 添付書類

- (1) 就業概要書(別記様式第2号)
- (2) 履歴書(別記様式第3号)
- (3) 住民票
- (4) その他町長が必要と認める書類

別記様式第2号(第5条関係)

就業概要書

1 従事しようとした理由

氏名	
理由	

2 実施事業

実施事業	
漁業従事開始日	年 月 日

3 事業内容／従事期間

漁業・養殖種目	漁法・施設数	従事期間
		年 月～ 年 月

4 事業計画（漁業経営）

家族数 (稼働数)	男	人 (人)	女	人 (人)	計	人 (人)
本年度就業日数		日	従事内容			
翌年度就業見込日数		日	従事内容			
翌々年度就業見込日数		日	従事内容			

5 産業団体の意見（推薦）

意見
上記のとおり推薦します。
_____ 漁業協同組合 印

別記様式第3号(第5条関係)

履 歴 書

1 氏名等

ふりがな 氏名	性別	生年月日	年齢
	男 女	年 月 日	
住 所		電話番号	
〒 -			

2 家族構成

氏名	続柄	生年月日	住 所
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

3 履歴等

履 歴 等	年	月	学 歴
	年	月	職 歴
	年	月	免許・資格

別記様式第4号(第5条関係)

浜中町漁業後継者就業交付金承認(却下)通知書

年 月 日

様

浜中町長

印

年 月 日付で承認申請のあったこのことについて、浜中町漁業後継者就業交付金交付規則第5条第2項の規定に基づき、書類等審査の結果承認(却下)しましたので通知します。

記

1 承認(却下)の内容

交付対象者		生年月日	
住 所			
承認年月日	年 月 日		
承認期間	年 月から 年 月		
却下の事由			
備 考			

2 遵守事項

- (1) 漁業従事の休止又は中止しようとするときは、速やかに町長に報告しなければなりません。
- (2) 承認を受けた年度から5年間、各年度末までに状況報告書に關係書類を添えて町長に提出しなければなりません。
- (3) 承認を受けた年度から5年間、居住地を転居した場合は変更届を町長に提出しなければなりません。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、交付の決定を取消します。
 - ア 不正の手段により承認を受けたとき。
 - イ 要件を満たさなくなったとき。

別記様式第5号(第6条関係)

浜中町漁業後継者就業交付金申請書

年 月 日

浜中町長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電 話 ()

浜中町漁業後継者就業交付金交付規則第6条第1項の規定に基づき、交付金の交付を受けたいので申請します。

記

- 1 申 請 額 円
- 2 対 象 期 間 年 月から 年 月まで
- 3 承認年月日 年 月 日

別記様式第6号(第6条関係)
浜中町指令第 号

浜中町漁業後継者就業交付金決定通知書

年 月 日

様

浜中町長 印

年 月 日付で交付申請のあったこのことについて、浜中町漁業後継者就業交付金交付規則第6条第2項の規定に基づき、書類等審査の結果決定したので通知します。

記

1 交付決定の内容

交付対象者		生年月日	
住所			
承認年月日	年 月 日		
交付対象期間	年 月 日から 年 月 日		
交付金額	円		
備考			

2 遵守事項

- (1) 漁業従事の休止又は中止しようとするときは、速やかに町長に報告しなければなりません。
- (2) 承認を受けた年度から5年間、各年度末までに状況報告書に関係書類を添えて町長に提出しなければなりません。
- (3) 承認を受けた年度から5年間、居住地を転居した場合は変更届を町長に提出しなければなりません。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、交付の決定を取消します。
 - ア 不正な手段により交付の決定を受けたとき。
 - イ 要件を満たさなくなったとき。

別記様式第7号(第7条関係)

浜中町漁業後継者就業交付金状況報告書

年 月 日

浜中町長 様

住 所
申請者 氏 名
電 話 ()

私は、下記のとおり漁業に従事しましたので、浜中町漁業後継者就業交付金交付規則第7条の規定に基づき報告します。

記

1 漁業従事に関する実施状況

交 付 対 象 者	
承 認 年 月 日	年 月 日
漁 業 ・ 養 殖 種 目	
漁 法 ・ 施 設 数	
漁 業 従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
就 業 日 数	
従 事 内 容	
備 考	

(裏面)

2 実施状況調書

感想・所感	
翌期(翌年)に向けての意気込み	

3 漁業従事証明

<p>※組合員が証明する欄です。 上記のとおり、漁業に従事したことを証明します。 年 月 日 漁業者名 印</p>
<p>※漁業協同組合が証明する欄です。 上記のとおり、漁業に従事したことを証明します。 年 月 日 漁業協同組合 印</p>

別記様式第8号(第8条関係)

浜中町漁業後継者就業交付金請求書

年 月 日

浜中町長 様

住 所
申請者 氏 名
電 話 ()

年 月 日付け浜中町指令第 号で交付決定のあった浜中町
漁業後継者就業交付金を下記のとおり請求します。

記

1 交付金請求額 円

2 振込先

金融機関名		店 名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

別記様式第9号(第9条関係)

浜中町漁業後継者就業交付金取消通知書

年 月 日

様

浜中町長

印

年 月 日で承認を受けていた、交付金については、浜中町漁業後継者就業交付金交付規則第9条第1項の規定に基づき承認を取消します。

記

取消しの理由

別記様式第10号(第10条関係)

浜中町漁業後継者就業交付金返還通知書

年 月 日

様

浜中町長 印

年 月 日付けで交付決定のあった、交付金について浜中町漁業後継者就業交付金交付規則第10条の規定に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

返 還 の 理 由	
返 還 の 額	円
返 還 期 限	年 月 日

別記様式第11号(第11条関係)

浜中町漁業後継者就業交付金変更届出書

年 月 日

浜中町長 様

住 所
申請者 氏 名
電 話 ()

浜中町漁業後継者就業交付金交付規則第11条の規定に基づき、下記のとおり届出ます。

記

1 届出の事項

- (1) 転居した
- (2) 転出した
- (3) 漁業従事を一時休止した
- (4) 漁業従事を中止した
- (5) 氏名等を変更した

2 変更等した年月日 年 月 日

3 変更等の概要及び理由

- 別記様式第1号 (第5条関係)
- 別記様式第2号 (第5条関係)
- 別記様式第3号 (第5条関係)
- 別記様式第4号 (第5条関係)
- 別記様式第5号 (第6条関係)
- 別記様式第6号 (第6条関係)
- 別記様式第7号 (第7条関係)
- 別記様式第8号 (第8条関係)
- 別記様式第9号 (第9条関係)
- 別記様式第10号 (第10条関係)
- 別記様式第11号 (第11条関係)